

うしおだ介護支援センター

指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人うしおだ(以下「運営法人」という)が開設するうしおだ介護支援センター(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況や特性、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立った援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 うしおだ介護支援センター
- 二 所在地 横浜市鶴見区下野谷町四丁目163番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたる。

- 二 介護支援専門員 8名(常勤兼務1名、常勤専従7名)

介護支援専門員は、第6条及び第7条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 通常は月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び祝日、メーデー（5月1日）、年末年始休暇期間（12月29日より翌年1月3日まで）を除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 前項のほか、電話による24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて利用者の相談に対応する。

(指定居宅介護支援事業の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 課題の分析について使用する課題分析の方法は全国社会福祉協議会方式を用いる。
- 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の面接室等において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
- 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 三 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
- 四 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 五 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
- 六 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
- 七 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- 八 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

- 九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。
- 十 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実の為「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。

（利用料等）

第8条 指定居宅介護支援の利用料は次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- 二 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事に要した交通費は、徴収しない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、横浜市鶴見区の全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（事故発生時の対応）

- 第11条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 4 当事業所は、前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

（相談・苦情対応）

第12条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を年12回定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 従業員に対し、虐待防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- 5 上記を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する事項)

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 二 継続研修 年4回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者は、従業員でなくなった後においても、利用者またはその家族等の秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 当事業所は、感染予防、感染症の蔓延防止の為に、必要な措置を講ずる。
- 5 当事業所は、大規模な災害、またはその恐れがある際は、サービス内容を変更して対応することがある。
- 6 当事業所は、職員のハラスメント対策として、専門相談窓口を設置する。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

| | | | |
|----|-------------|-----|------------|
| 付則 | この規程は、平成20年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成22年 | 8月 | 9日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成22年 | 10月 | 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成23年 | 1月 | 11日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成23年 | 12月 | 11日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成24年 | 1月 | 6日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成24年 | 4月 | 26日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成24年 | 9月 | 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成24年 | 9月 | 11日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成24年 | 9月 | 25日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成24年 | 9月 | 26日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成25年 | 6月 | 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成25年 | 7月 | 11日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成26年 | 9月 | 5日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成28年 | 1月 | 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成28年 | 5月 | 1日から施行する。 |

| | | | |
|----|-------------|-----|------------|
| 付則 | この規程は、平成28年 | 6月 | 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成29年 | 11月 | 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、平成30年 | 10月 | 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和元年 | 9月 | 26日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和元年 | 11月 | 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和元年 | 12月 | 26日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和3年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和4年 | 10月 | 26日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和5年 | 12月 | 26日から施行する。 |
| 付則 | この規程は、令和6年 | 4月 | 1日から施行する。 |